

太宰府の文化財

456

文化財・文化遺産

「気になるもの・子どもたちに伝えたいモノ」

「太宰府の文化財」としてこれまで455回にわたって、多種多様なものが紹介されてきました。その中で文化財・文化遺産という用語が一般的に使われています。

ことさらに、記述するまでもありませんが、今、アフターコロナを見据えた取り組みが始まるようになっています。



木の根元にひっそりとある「板碑」



万葉歌の原風景

すので、この「文化財」「文化遺産」という用語をしっかりと踏まえて、さまざまな場面で使ってもらおうとともに、字義を知ること、生涯学習の上で役立ててもらいたいと思います。

このように記すと、「文化財」「文化遺産」という用語が、社会一般に共通理解がなされているかというところ必ず

しもそうではなく、日本の文化財行政を担う文化庁でも揺れ動いていまして、地方自治体の中での理解も定まっています。このような状況では、市民の皆さんの理解を得ることは困難です。昨年7月に文化庁に認定された「太宰府市文化財保存活用地域計画」では、文化庁と議論を行い、次のように定義しました。

文化財：国・県・市の行政機関

において指定された文化財と、学術的文化的価値を有しつつも未だ指定登録されていないものを含みます。

文化遺産：指定・未指定を含め

た広義の文化財の考えとおおむね一致しますが、文化財のように価値判断基準としての学術的な評価軸を持たないものや、おおむね50年を経過していないモノやコトを含みます。

なかなか行政用語の羅列で理解しにくい文章になっています。端的に述べると、学術的な評価が必要でかつ50年以上経過しているモノが文化財で、これらを包含しつつも学術的評

価を経ない、今を生きる私たち一人一人が未来の市民に伝えたいなと思つたモノが文化遺産にあたります。

また、指定された文化財は、国・県・市の行政機関が保護措置をとるのに対し、文化遺産は、大事だなと思つた人が「見守る」だけで特に保護措置をとるものではありません。一方で、文化遺産の中には将来的に文化財の中に入ってくるものもあるかもしれません。その線引きが困難なため、本市では平成22年度から文化遺産調査ボランティアの皆さんの活動で多種多様な文化遺産情報を収集していただき、また一部公開できるものを市のホームページに掲載しました。

多様な文化遺産を記録し、未来の市民に伝えることが、令和5年の「今」を未来に伝えることにつながります。「ださいふ」についてさまざまな場面で語る時、気になるモノ、未来の市民に伝えたいモノである文化遺産を、話のつなぎに語り伝えていただければ幸いです。

文化財課

中島 恒次郎

編集／太宰府市総務部経営企画課：〒818-0198
☎092(921)2121 FAX(921)1601

太宰府市観世音寺一丁目1番1号
✉ keiei-kikaku@city.dazaifu.lg.jp

太宰府市公式SNSの
フォローをお願いします！

